平成２９年（フ）第５号
福岡県田川郡福智町神崎1655番地　町営若草団地55－１棟253号、前住所福岡県田川郡福智町赤池297番地
債務者　佐々木　茜（旧姓竹宗）
1　決定年月日時　平成29年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井田　和宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第５号
鳥取県米子市米原１丁目７番13号
債務者　宮原　　勝
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　一蔵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月20日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第４２号
岡山市北区鹿田町２丁目５－１、住民票上の住所岡山市北区田中152番地111
債務者　**樋**口　謙治
1　決定年月日時　平成29年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５７号
広島市西区高須台５丁目４番15号
債務者　山田　政美
1　決定年月日時　平成29年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸岡　道秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第６２７号
埼玉県鶴ヶ島市富士見３丁目５番303号
債務者　本田　正人
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６６０号
埼玉県入間市小谷田１丁目16番３号　Ｂ－201、前住所埼玉県入間市大字下藤沢176番地１サンクレイドル310
債務者　田中　美名
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第７００号
埼玉県所沢市向陽町2104番地の107
債務者　中川　典子
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１７号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保241番地14ベル・メゾン202、住民票上の住所埼玉県富士見市渡戸２丁目18番17号
債務者　三谷江水香
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６４８号
埼玉県所沢市小手指町２丁目９番地の６　松村コーポ203
債務者　福田かほる（旧姓小田切）
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第９号
埼玉県川越市大字的場473番地１（レオパレスボヌール101号室）、前住所埼玉県所沢市大字久米2175番地の８　リバーサイドヴィラ西所沢211
債務者　樋口　健二
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２３号
埼玉県川越市大字寺尾907番地（ルーモベルビ103号室）
債務者　佐竹　一哉
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２８号
埼玉県ふじみ野市上福岡５丁目５番７号　スカイフラットＢ104、前住所埼玉県ふじみ野市上野台１丁目２番９棟904号
債務者　藤田　宗輝
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２９３号
千葉県成田市加良部５丁目４番地（３棟407号）
債務者　加藤　浩二（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第６号
千葉県成田市飯田町157番地12
債務者　新藤　桃子（旧姓飯嶋）
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１４号
千葉県白井市西白井３丁目５番地21
債務者　渋谷美稲子
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第４０号
愛知県海部郡大治町大字砂子字野割1655番地ラフォーレ　イトウ３－106号
債務者　植村　良美
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２号
福岡県遠賀郡岡垣町大字手野535番地13コーポエメラルド101号
債務者　井上　博登
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部